

説明資料

議題 2 第二種特定鳥獣管理計画の策定について

平成 26 年 9 月 19 日

環境審議会自然環境部会

はじめに

鳥獣保護法の改正と第二種特定鳥獣管理計画について

1 ニホンザル・ニホンジカ生息状況調査結果の概要について

報告者 株式会社 野生動物保護管理事務所（資料1・資料2）

2 第二種特定鳥獣管理計画に記載する事項

- ① 計画の目的
- ② 現在の被害及び被害対策状況
- ③ 管理計画の基本的な考え方
- ④ 具体的な管理目標
- ⑤ 管理目標を達成するための施策（捕獲と防除）
- ⑥ モニタリング調査の方法

参考 資料3「香川県イノシシ適正管理計画」

3 第二種特定鳥獣管理計画策定に向けた検討事項

(ア) ニホンザル

- ① 「個体数調整」と「有害鳥獣捕獲」の実施基準について
- ② 効果的な被害防除の考え方
- ③ 個体群保全のための方策（モニタリング調査の考え方）

(イ) ニホンジカ

- ① 「個体数調整」と「有害鳥獣捕獲」の実施基準について
- ② 効果的な被害防除の考え方（農業・林業）
- ③ 個体群保全のための方策（モニタリング調査の考え方）

4 今後のスケジュールについて

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法) の一部を改正する法律(案)について

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する。

【定義】 生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
 鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
 鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改め、「特定鳥獣保護管理計画」を以下のとおり再整理する。

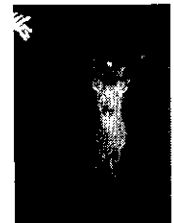
都道府県 知事策定	第一種特定鳥獣 保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣(第一種特定鳥獣)の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣 管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(第二種特定鳥獣)の管理に関する計画

※ 国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣(希少鳥獣)については、環境大臣が計画を策定することができることとする。

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができることとし、当該事業については、捕獲等の許可を不要とし、また、一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。

※ 都道府県知事又は国の機関が、認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、自らが行う鳥獣の捕獲等が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃による鳥獣の捕獲等ができることとする。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(20歳以上→18歳以上)その他 所要の措置を講ずる。

※ 公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行する(一部を除く)。